

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、JSSA インターカレッジ運営委員会 (Intercollege Steering Committee) と称する。

第2条

本会は先端芸術音楽創作学会 (以下、JSSA) の1委員会である。

第3条 (本部)

本会は事務局を次のところに置く。

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野4丁目1-7

情報科学芸術大学院大学三輪眞弘研究室

第2章 目的および事業

第4条 (目的)

1. 本会は、コンピュータ音楽を研究/創作する大学、及び諸研究教育組織間の情報交換、交流を促進するためのインターカレッジ・ソニックアーツ・フェスティバル (以下、ICSAF) の実行を目的とする。
2. 本会は、目的を達成するために、ICSAFを主催実施する。

第3章 会員

第5条 (会員)

1. 本会には大学単位で参加するものとし、会員は参加する大学の教員とする。
2. 会員は、JSSA 研究会の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

第6条 (入会)

入会を希望するものは、入会申し込みをし、総会での承認を受けなければならない。

第7条 (退会)

本会を退会する者は、退会届を運営委員長に提出し、総会の承認を得て認められるものとする。

第8条 (除名)

会員が次の各項の一つに該当する場合、総会の議決を経て、運営委員長はこれを除名することができる。

1. 本会の名誉を著しく傷つけた場合。
2. 本会の目的を妨害する行為があった場合。
3. 会費を2年以上滞納した場合。

第4章 会費

第9条 (会費)

1. 本会に参加する大学の代表者1名は、ICSAF実施のために、会費として納めなければならない。
2. 会費は、運営委員会が年度で徴収し、一旦納めた会費は返却しない。
3. 会費は年間15,000円とする。

第5章 役員

第10条 (役員)

本会には運営委員長1名、運営副委員長2名、ICSAF実行委員長1名、会計1名、JSSA連絡委員1名を置く。

なお、ICSAF実行委員長と会計は兼任することができる。

第11条 (役員を選任)

役員は本会の総会で推薦され、総会の承認を受ける。

第12条 (役員任期)

運営委員長、運営副委員長、JSSA連絡委員の任期は2年、ICSAF実行委員長および会計の任期は1年とし、再任を妨げない。また役員はその任期終了後でも、後任者が就任するまでその職務を続行する。

第13条 (役員解任)

役員が次の各項の一つに該当する場合は、総会の3分の2以上の議決により、総会はこれを解任することができる。

1. 職務上の違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる場合。

2. 健康上の理由のため、職務の遂行に耐えないと認められる場合。

第14条 (役員の職務)

1. 運営委員長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
2. 運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。
3. ICSAF 実行委員長は ICSAF 業務を統括する。

第15条 (会計監査)

本会には、会計監査1名を置く。会計監査役は、役員より会員の中から委嘱される。任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 ICSAF

第16条 (権利)

1. 参加大学は ICSAF に参加することができる。
2. 参加大学は JSSA 研究会に参加することができる。

第17条 (開催校)

ICSAF の開催校は、各大学の持ち回りとし、各大学の代表は協力して必ずこれを開催するように努める。

第18条 (ICSAF 実行委員会)

1. ICSAF 実施のため、ICSAF 実行委員会を組織することができる。
2. ICSAF 実行委員長が必要と認めた場合、運営委員長の承認を得て、会員以外の者も ICSAF 実行委員会に加えることができる。
3. ICSAF 実行委員会の会員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第7章 会議

第19条 (総会の招集)

1. 総会は、ICSAF が開催される際に行う。ただし、運営委員長が必要と認めた場合、または議決権を持つ会員総数の3分の1以上から委員会の開催を請求された場合、運営委員長はその請求のあった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会の議長は運営委員長とする。
3. 総会以外での発議、および議決は、随時メーリングリストで行うことができる。

第20条 (総会の出席者)

1. すべての会員が総会に出席することができる。
2. 運営委員会が必要と認めた場合は、会員外も出席することができる。

第21条 (議決権)

1. 参加大学から代表者1名が議決権を有する。
2. 議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を持つ者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決定による。

第22条 (定足数)

1. 総会は、委任状を含め、議決権を持つ者の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 議決権を持たない会員は定足数に含めない。

第8章 資産および会計

第23条 (資産の構成)

本会の資産は次の通りとする。

1. 会費による収入
2. 寄付による収入
3. 資産から生じる収入

第24条 (資産の管理)

本会の資産は運営委員会事務局が管理する。

第25条 (経費の支弁)

本会の事業遂行に要する経費は、資産の運用をもって支弁する。

第26条 (事業計画)

本会の事業計画、およびこれに伴う収支決算は、運営委員長が編成し、総会の議決を経てこれを決定し、会員に報告しなければならない。

第27条（収支予算）

本会の収支決算書は会計者が作成し、会計監査を受けた後、総会の承認を受けて、会員に報告しなければならない。

第28条（会計年度）

本会の会計年度は、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約

第29条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会の議決によるものとする。

付則

本規約は2014年7月1日より施行する。

本規約は2019年4月1日より施行する。